

平成29年度消費税軽減税率対応窓口相談等事業セミナー

「消費税軽減税率導入に伴う企業対応策と実務処理について」 ～消費税10%までに何が出来るか、 何を準備しなければならないか?～

消費税 10%への引上げに伴い、「軽減税率制度」が導入されます。食料品小売業・飲食店だけでなく、免税事業者も含めて「すべての事業者」に影響がある本制度について理解し、業務上で対応すべき事を整理して、制度実施に対応するための情報を提供することを目的として事業者向けセミナーを開催します。

なお、資料を準備しますので受講希望の方は、**10月31日(火)**までに下記申込書にご記入のうえ商工会まで申し込みください。

記

開催日時 平成29年11月**13日(月)** 13時30分～16時30分

開催場所 菊陽町商工会 2階研修室
菊池郡菊陽町大字久保田2816

テーマ 「消費税軽減税率導入に伴う企業対応策と実務処理について」
～消費税10%までに何が出来るか、
何を準備しなければならないか?～

講師 椿税理士事務所 税理士 椿 喜久雄 氏

受講料 **無 料**

申込先 菊陽町商工会 Fax: 096-232-7480

※ このままご記入のうえFAXして下さい。

セミナー受講申込

事業所名	Tel _____ Fax _____
業 種	
受講者名	